（削る）

（海上交通企画室及び国際室並びに交通企画調整官）

第五十三条　企画課に、海上交通企画室及び国際室並びに交通企画調整官一人を置く。

2　海上交通企画室は、海上交通業務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　国際室は、海上交通業務に係る国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

（削る）

5　国際室に、室長を置く。

6　（略）

（航行指導室及び交通管理室並びに航行安全企画官）

第五十三条の二　（略）

2　航行指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　航法及び船舶交通に関する信号に関すること（企画及び立案に係るもの並びに整備課及び交通管理室の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

3～6　（略）

（首席海難調査官及び海難防止対策官）

第五十四条　安全対策課に、首席海難調査官及び海難防止対策官それぞれ一人を置く。

（削る）

2・3　（略）

（技術開発室及び航路標識企画官）

第五十五条　整備課に、技術開発室及び航路標識企画官一人を置く。

2　技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　管制信号所等の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

二　灯台その他の航路標識の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

三　灯台その他の航路標識用及び気象通報業務用の通信施設の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

3　技術開発室に、室長を置く。

4　（略）

4　海洋空間情報室は、海洋情報業務に関する情報及びこれに関連する海洋に関する情報の一体的かつ効果的な提供に関する事務（水路通報室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　海洋空間情報室に、室長を置く。

（海上交通企画室及び国際・技術開発室並びに交通企画調整官）

第五十三条　企画課に、海上交通企画室及び国際・技術開発室並びに交通企画調整官一人を置く。

2　海上交通企画室は、海上交通業務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際・技術開発室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　国際・技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上交通業務に係る国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

二　管制信号所等の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

三　灯台その他の航路標識の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

四　灯台その他の航路標識用及び気象通報業務用の通信施設の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

5　国際・技術開発室に、室長を置く。

6　（略）

（航行指導室及び交通管理室並びに航行安全企画官）

第五十三条の二　（略）

2　航行指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　航法及び船舶交通に関する信号に関すること（企画及び立案に係るもの並びに交通管理室の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

3～6　（略）

（安全情報提供センター並びに首席海難調査官及び海難防止対策官）

第五十四条　安全対策課に、安全情報提供センター並びに首席海難調査官及び海難防止対策官それぞれ一人を置く。

2　安全情報提供センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　船舶交通の安全のために必要な事項の通報の実施に関すること（海洋情報部及び航行安全課の所掌に属するものを除く。）。

二　ディファレンシャルＧＰＳの運用の実施に関すること。

三　灯台その他の航路標識の附属の設備による気象の観測及びその通報の実施に関すること。

3　安全情報提供センターに、所長を置く。

4・5　（略）

（航路標識企画官）

第五十五条　整備課に、航路標識企画官一人を置く。

（新設）

2　（略）